

# 帆走指示書

## 1. 適用規則

2009～2012年国際セーリング競技規則(以下RRSとする)及び付則、当該クラス規則、本体会実施要項及び本帆走指示書を適用する。

## 2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部(光海亭)に設置された公式掲示板によって掲示される。

## 3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、設置された公式掲示板によって掲示される。

## 4. 陸上で発する信号

4. 1 陸上で発する信号は、陸上本部のポールに掲揚される。
4. 2 AP旗が音響信号2声と共に掲揚された時は「レースは延期された。」ことを意味し、AP旗の降下(音響信号1声)後60分以降に予告信号を発する。

## 5. レースの日程

5. 1 レースの日程を次の通りとする。
  - 8:00 受付開始
  - 9:00 開会式および艇長会議
  - 9:55 第1レース スタート予告信号 以降順次レースを行う。
  - 16:00 表彰式・閉会式
5. 2 レース数は4レースとするが、14:00以降のスタートは行わないものとする。

## 6. クラス旗

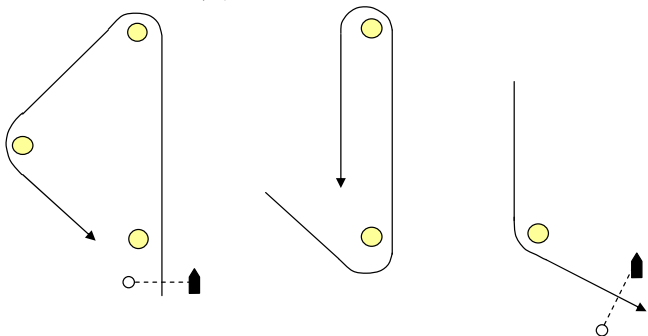
予告信号旗は新潟市ヨット連盟旗とする。

## 7. レース・エリア

図-Aにレース・エリアの位置を示す。

## 8. コース

8. 1 コースは各レグ間のおおよその角度を含み、通過するマークの順序及びそれぞれのマークの通過する側を次の図で示す。  
スタート-1-2-3-1-3-フィニッシュ



## 9. マーク

マーク1・2および3はオレンジ色円筒形のブイを使用する。

## 10. スタート

10. 1 レースは以下の追加事項と競技規則26を用いて次の方式で行なう。

信号	旗と音響	スタート信号までの時間(分)
予告	新潟市ヨット連盟旗;音響1声	5
準備	P旗、I旗;音響1声	4
1分	準備信号の降下;長音1声	1
スタート	新潟市ヨット連盟旗の降下;音響1声	0

10. 2 スタート・ラインは、スタートボートの端にある本部船のオレンジ色旗を揚げたポールと、ボートの端のオレンジ円筒形ブイの間とする。

10. 3 リコール艇がある場合、音響信号1声と共にX旗が揚げられる。掲示の時間は全てのリコール艇がスタート・ラインに完全に復帰するまで、あるいはスタート信号後4分間のいずれか早い方とする。
10. 4 ゼネラル・リコールの場合、音響信号2声と共に第1代表旗が揚げられる。ゼネラル・リコール後の新しい予告信号は、第1代表旗の降下1分後に発する。
10. 5 スタート信号の4分以降にスタートする艇はDNSと記録される。

## 11. コースの短縮

コースを短縮する場合には、運営艇にてS旗を展開し音響信号2声を発する。この場合はまさに回航せんとするマークとオレンジ色旗を揚げた運営艇のポールの間でフィニッシュするものとする。

## 12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、青色旗を掲揚した本部船のオレンジ色旗を揚げたポールとオレンジブイの間とする。ただし、コース短縮のフィニッシュラインについては信号艇のS旗を揚げたポールとフィニッシュとなるマークの間となる。

## 13. ペナルティー方式

ペナルティーは次の通りとする。  
RRS 31. 2(マークとの接触 → 1回転ペナルティ)  
RRS 44. 2(第2章の規則違反に対するペナルティー → 2回転ペナルティ)

## 14. タイム・リミット

タイム・リミットはトップ艇フィニッシュ後20分とする。

## 15. 抗議と救済の要求

15. 1 抗議書はレース・オフィス(陸上本部)で入手できる。抗議は抗議締切時間内にレース・オフィスに提出されなければならない
15. 2 抗議締切時間は各クラスともその日の最終レース終了後45分とする。また救済の要求についても抗議と同じ締切時間とする  
この項はRRS61. 3と62. 2を変更している。

## 16. 得点

16. 1 1レースの完了をもってシリーズが成立するものとする。
16. 2 順位は実施された全てのレースについてカウントする。

## 17. 安全規定

17. 1 出艇申告及び帰着申告は署名方式とし、署名場所は陸上本部とする。特別にレース委員会が事前に認めた艇は、海上での出艇及び帰着申告を認めることがある。
17. 2 出艇申告は艇長会議終了後から受け付け、帰着申告締切時間は最終レース終了後30分とする。(出艇申告及び帰着申告: 怠った艇は失格とする場合がある。)
17. 3 レースからリタイアした艇は、できるだけ早く運営艇に伝えなければならない。
17. 4 レース委員会は、レース艇が帆走不能もしくは危険な状態にあると判断した場合にはリタイアを命ずることができる。

## 18. ごみの処分

艇は、水中にごみ等を捨ててはならない。ごみは各自が責任をもって処理しなければならない。

## 18. 賞

賞を次のとおり与える。  
賞状 各種目1位～6位

